

フォトポリマー懇話会設立趣意書

フォトポリマーは機能性高分子の中で、特に光に活性なグループを含むポリマーであります。近時その有用性が注目され、製版や金属精密加工の分野での画像形成材料として、あるいはペイントや印刷インキにおける光硬化皮膜材料としての用途が増大しているため、今や欧米ならびに日本において盛んに研究開発が進められ、我が国だけでも既に250以上の会社および官公庁研究所が、フォトポリマーの製造や研究に携わっている状況であります。しかし、これらフォトポリマーに関する研究開発は、各会社および研究期間において、ほとんど何等の連なりもなくばらばらに進められている有様で、研究の重複や努力の繰り返しなど、人的および物質的損失は莫大な量にのぼると考えられます。

このような事情に鑑みて、今後フォトポリマー関係の研究ならびに製造に関与している少数の人たちが相集まり、フォトポリマー研究や製造に関する内外の文献、資料の収集、公開、研究論文の発表、研究討論会などを行い、我が国ならびに世界各国におけるフォトポリマー技術の発達に寄与する事を目的としたフォトポリマー懇話会を設立する運びになりました。

何卒貴社におかれましても本会の趣旨に御賛同くだされ、発起人としてご参加くださいますようお願い申し上げます。

フォトポリマー懇話会会則

第1条(名称)

この会はフォトポリマー懇話会〔The Technical Association of Photopolymers, Japan; TAPJ〕という。

第2条(目的)

この会はフォトポリマーに関する技術の情報を交換、伝達し、その発達を図ることを目的とする。

第3条(事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 講演会、講習会、見学会の開催
2. フォトポリマー懇話会会報（ニュースレター）の発行
3. フォトポリマーコンファレンスの協賛
4. **Journal of Photopolymer Science and Technology** の発行支援
5. 出版物の刊行
6. 関連学協会との交流及び協力
7. その他この会の目的を達するために必要と認められる事業

第4条(会計年度)

この会の会計年度は毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

第5条(会員の構成)

この会の会員は、次の通りとする。

- 1) 正会員:本会の目的に賛同し、本会の事業を支援する団体。
- 2) 特別会員:本会の目的に賛同し、運営委員が認めた個人。

第6条(入退会)

本会運営委員会の承認を得た後、1ヶ年分の会費を前納した者は入会を認める。会員が退会を申し出た場合は、運営委員会の決議を経て退会を認める。但し前納した会費は返却しない。また会費を6ヶ月以上滞納した会員は退会したものと認める。

第7条(会費)

本会の正会員および特別会員は別に定める会費を所定の期日までに納めなければならない。

第8条(役員)

本会には次の役員をおく。

- 1) 会長1名
- 2) 副会長1名
- 3) 運営委員若干名(うち委員長1名)
- 4) 会計監査2名

役員任期は2年とし、留任を妨げない。

第9条(役員選出)

運営委員は会員の中から選出し、運営委員は、互選により会長、副会長、運営委員長、その他別に定める各種委員長を選出する。また、会計監査は会長が任命する。

第10条(役員任務)

会長は本会の業務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名した順序によりその業務を代理する。

運営委員は運営委員会を組織して、この会則に定めるもののほか、総会の権限に属する以外の事項を審議し、執行する。

会計監査は本会の業務および財産の状況を監査する。

第11条(総会)

総会は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に会長が召集し開催する。

総会の議長は会長が務める。

総会は、この細則に別に定めるもののほか、次の事項について審議する。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) その他運営委員会において必要と認める事項

総会は、運営委員が過半数出席しなければ開会することは出来ない。ただし、委任状により表決権を委任した者は出席と見なす。

第12条(運営委員会)

運営委員会は、年2回以上会長が召集し開催する。

運営委員会は、運営委員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者および他の役員をもって表決を委任した者は出席者と見なす。

第13条(会則の変更)

この会則の変更は、総会の議決によらなければ変更することは出来ない。

第14条(細則)

本会会則の施行についての細則は、総会および運営委員会の議決を経て別に定めるものとする。

付則

この会則は昭和50年4月1日から実施する。

この会則は昭和60年4月19日1部改訂し、同日より実施する。

この会則は平成12年4月18日に1部改訂し、平成12年度から適用する。

この会則は平成20年4月17日に1部改定し、平成20年度から適用する。

この会則は令和2年4月23日に1部改定し、令和2年度から適用する。

フォトポリマー懇話会細則

第1条(目的)

この細則は、フォトポリマー懇話会(以後、本会と称する)会則第14条の規定に基づき、本会を円滑に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(会員)

本会へ入会を希望する者は、次の事項を記入した入会申込書を会長宛に提出する。

- 1) 正会員 : 団体名、所在地、連絡責任者名
- 2) 特別会員 : 氏名、住所、職業(勤務先、所在地)、履歴の概要

第3条(会費)

本会の会費は次の通り定める。

- 1) 正会員 : 年額 50,000 円
- 2) 特別会員 : 年額 5,000 円

第4条(役員数)

運営委員及び会計監査の人数は、地域、専門分野、帰属(産・官・学)、その他の事情を考慮して、選挙が行われる直前の運営委員会において決定する。

第5条(役員選出)

運営委員は無記名連記方式によって、会員の中から選挙によって選出する。選挙の方法等は、別に定めるところによる。

第6条(特別役員)

会長は、運営委員の承認を経て、本会の運営について諮問及び助言を得る目的で、運営委員経験者の中から特別役員を委嘱できる。特別役員は、次の通りとする。

- 1) 名誉会長
- 2) 顧問

特別役員は、会長の要請により運営委員会等に出席でき、本会の運営について建議するものとする。ただし議決権を持たない。

第7条(委員会)

本会の会務運営のために必要な委員会を運営委員会の下部組織として設置できる。(常設委員会) 以下の委員会を本会の常設委員会とする。

- 1) 企画委員会
- 2) ニュースレター編集委員会
- 3) ホームページ管理委員会

(特別委員会) 前項、常設委員会以外に、運営委員会が必要と認めた場合には、特別の委員会を設置することができる。

第 8 条(委員会委員)

各委員会は委員長 1 名及び委員若干名をもって構成する。委員長は、運営委員の中から運営委員会の承認を経て会長が委嘱する。委員は、運営委員、会員あるいは学識経験者の中から委員長の申請に基づき会長が委嘱する。委員は複数の委員会の委員を兼務することができる。

第 9 条(事務担当)

本会に、事務処理のための事務担当を以下のように設置する。

1) フォトポリマー懇話会事務局

上記事務担当以外にも、必要と認められる場合には運営委員会の承認をもって設置することができる。

第 10 条(著作権)

フォトポリマー懇話会が主催あるいは共催する例会の予稿集、会報(ニューズレター)等に掲載された原稿の著作権はフォトポリマー懇話会に帰属する。ただし、著作権が当会に帰属しても、執筆者自身の利用を妨げるものでない。

第 11 条(細則の変更)

この細則は、総会および運営委員会の決議を経なければ変更することが出来ない。

附則 この細則は、総会および運営委員会の決議された日より執行するものとする。

(平成 12 年 4 月 18 日)

一部改定 平成 20 年 4 月 17 日

一部改定 令和 2 年 4 月 23 日

2021年 月 日

フォトポリマー懇話会 会員各位

フォトポリマー懇話会
会長 高原 茂
運営委員長 青木 健一

会 費 納 入 の お 願 い

2021年度分（2021年4月～2022年3月）の会費を下記のように
ご請求申し上げます。

金 額：50,000 円

振込先：三菱 UFJ 銀行 千葉支店

普通預金口座 フォトポリマー懇話会

たか はら しげる
代表 高 原 茂

口座番号 4288611

*振り込み手数料は振込み人様負担となりますのでご了承下さい。

お払い込み確認次第、新会員証並びに領収証をお送り致します。

尚、現金書留は固くお断り申し上げます。

この件に関する問い合わせ先は下記の通りです。

フォトポリマー懇話会

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33

千葉大学大学院工学研究院 物質科学コース 高原研究室内

FAX：043-290-3460

E-mail：poffice@tapj.jp

会 員 各 位

フォトポリマー懇話会
会長 高原 茂
運営委員長 青木 健一

会員名簿詳細版作成および懇話会からの案内の貴社内回覧についてのお願い

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は懇話会に対し、格別なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして下記のお願いをさせていただきたく、ご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 会員名簿詳細版作成について

当懇話会では、会員名簿を作成しておりますが、個人情報保護の観点から、会員に配布する名簿には会員名（企業名）、連絡担当員の所属・氏名など必要最小限の情報を記載しております。しかしながら、会員同士の交流の場として懇話会をより効率的に利用していくために、会員各位の製品分野、キーワード、連絡のメールアドレス、ホームページなどを含む詳細版を作成についてご提案がありました。当懇話会で検討した結果、ご賛同いただける範囲で詳細版を作成することにいたしました。そして21年度より会員各位の製品分野、キーワード、連絡のメールアドレス、ホームページなどを含む詳細版を作成して会員へお送りしています。しかしながら、作成のお願い文が徹底せず多数の方々からそれらの情報を入手できず、空欄が多い状況です。今一度名簿をご覧いただきご賛同いただける各位につきましては情報をお寄せいただきますよう重ねてお願い申し上げます。つきましては、別紙に会員名簿に掲載可能な情報をご記入の上、事務局まで郵送またはFAXにてご連絡下さいますようお願い申し上げます。尚、年度途中の変更につきましては、その都度、お知らせ下さい。

*今回ご登録いただく個人情報に関しましては、平成31年度の会員名簿詳細版作成に使用いたします。ご連絡いただきました情報は会員に配布する名簿詳細版にすべて記載いたします。名簿は当会事務局において適切に管理し、当会よりの会員宛の情報提供（ニュースレターや講演会案内の発送等）に使用いたします。会員各位におかれましては、送付いたします名簿の取り扱いには細心の注意をお払いいただきますようお願い申し上げます。

2. 当懇話会からの案内の貴社内回覧について

当懇話会では例会・講演会等の案内文書を会員の連絡担当者宛に郵送すると共に、案内メールを配信させていただいております。つきましてはこれらを貴社内に関連部署等に回覧・転送していただき、是非会員交流の場としての当懇話会をご活用いただけますようお願い申し上げます。

以上

事務局

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33

千葉大学大学院工学研究院 物質科学コース 高原研究室内

E-mail : poffice@tapj.jp

FAX : 043-290-3460

フォトポリマー懇話会事務局行

〒263-8522 千葉県稲毛区弥生町 1-33

千葉大学大学院工学研究院 物質科学コース 高原研究室内

E-mail : poffice@tapj.jp

FAX : 043-290-3460

会 員 番 号 :

所 属 機 関 :

住 所 : 〒

電 話 番 号 :

F A X :

(ふりがな)

連絡担当者名 :

E-mail :

(*平成19年度より、メールでも『会告』のご案内をお送りしております。)

詳細情報(重要) : (分野、製品、キーワード、ホームページ等会員に伝えたい内容をご記入ください。)

以上